

（法人でない社団等の手続をする能力）

第6条 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 出願審査の請求をすること。
- 二 特許異議の申立てをすること。
- 三 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
- 四 第171条第1項の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）

第7条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

- 2 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない。
- 3 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。
- 4 被保佐人又は法定代理人が、その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審について手続をするときは、前2項の規定は、適用しない。

（在外者の特許管理人）

第8条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

2 特許管理人は、一切の手続及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

（代理権の範囲）

第9条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第41条第1項の優先権の主張若しくはその取下げ、第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

第10条 削除

（法人でない社団等の手続をする能力）

第2条の4 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 第12条第1項に規定する実用新案技術評価の請求をすること。
- 二 審判を請求すること。
- 三 審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第7条〉

〈第2条の5第2項で準用する特許法第8条〉

〈第2条の5第2項で準用する特許法第9条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第6条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第6条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第7条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第7条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第8条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第8条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第9条（同条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と読み替える）〉

〈第77条第2項で準用する特許法第9条（同条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第44条第1項若しくは第45条第1項の審判」と読み替える）〉

（代理権の不消滅）

第11条 手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第11条〉

（代理人の個別代理）

第12条 手続をする者の代理人が2人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第12条〉

（代理人の改任等）

第13条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないとき、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第13条〉

2 特許庁長官又は審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないとき、その改任を命ずることができる。

3 特許庁長官又は審判長は、前2項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。

4 特許庁長官又は審判長は、第1項又は第2項の規定による命令をした後に第1項の手続をする者又は第2項の代理人が特許庁に対してした手続を却下することができる。

（複数当事者の相互代表）

第14条 2人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第41条第1項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第14条〉

（在外者の裁判籍）

第15条 在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法（平成8年法律第109号）第5条第四号の財産の所在地とみなす。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第15条〉

（手続をする能力がない場合の追認）

第16条 未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は成年被後見人がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第16条〉

2 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。

3 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。

4 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

〈第68条第2項で準用する特許法第11条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第11条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第12条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第12条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第13条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第13条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第14条（同条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替える）〉

〈第77条第2項で準用する特許法第14条（同条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第44条第1項又は第45条第1項の審判」と読み替える）〉

〈第68条第2項で準用する特許法第15条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第15条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第16条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第16条〉